

「令和 8 年度国有林材の安定供給システム販売（立木販売（販売箇所に係る主伐後の造林の実施を協定に含むもの）」の募集公告

1 目的

国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）は、需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として、東北森林管理局長が素材生産業者をはじめとする需要者と国有林材（立木）の販売に関する相互協定を締結した上で、森林管理署等の長がその協定に基づき計画的な販売を実施するもの。

2 販売予定物件の概要

別紙 1「国有林材の安定供給システム販売（立木・主伐後の造林含む）物件一覧表」のとおり。

3 システム販売の協定締結期間、協定締結の条件その他必要事項

- (1) システム販売協定締結期間
協定締結日から令和 16 年 3 月 31 日までとする
(ただし、立木販売の契約締結は、令和 13 年 3 月 31 日まで)
- (2) システム販売は、協定希望者から提出された別紙 2「国有林材の安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）」、別紙 3 及び別紙 4「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）」の審査に基づいて協定予定者を選定する企画競争方式で実施する。
- (3) 協定希望者、協定予定者又は協定者には、企画提案書の内容の根拠を確認する必要がある場合は、確認作業へ協力する義務がある。
- (4) 東北森林管理局長と協定予定者が協定期間、協定締結の条件及び造林の条件（主伐後の造林の実施を含むもの）に合意した場合に協定が締結される。
- (5) 協定者の企画提案内容は公表する。
- (6) 立木のままの転売を禁止する。
- (7) 協定者は企画提案書に記載した企画提案内容を遵守すること。
- (8) 企画提案書に記載した取組の実施状況を別紙 5 及び別紙 6 により報告すること。
なお、協定期間が複数年となることから、報告については毎年報告することとし、報告期限については別途協議する。
- (9) 上記の（8）による報告の内容は公表することがある。
- (10) 東北森林管理局長は、次の一に該当する場合は、協定を解除することがある。
ア 協定者が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規則に違反したとき。
イ 協定者が協定期間中に下記の 4 に定める要件を失ったとき。
- (11) 上記（10）により協定を解除した場合、協定者は、その解除によって生ずる損害の賠償請求をできないものとする。
- (12) 申請量が販売予定量を超える場合等には、所定の要件を備えているものであっても調整を行うこととする。

4 協定希望者の要件

- (1) 素材生産を実施する事業者。（以下「素材生産業者等」という。）
東北森林管理局管内で素材生産又は製材若しくは木工を実施する者及び東北森林管理局管内の素材生産業者等と協定を締結する者※（素材生産業者等に下請により生産を行わせる場合を含む。）で主伐後の造林を行うことができる者に限る。
- (2) 素材生産業者等と主伐後の造林を実施する事業者（以下「造林事業者等」という。）が共同で申し込む者に限る。
- (3) 協定希望者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。
 - ① 令和 7 年度から令和 11 年度の林産物売払いの一般競争参加資格を有していること又は競争参加者選定事務取扱要領（平成 13 年 4 月 16 日付け 12 林国管第 73 号林野庁長官通知）第 33 条の名簿に登録された者であること。

なお、公告前に一般競争参加資格等の申請書を提出し受理され、審査中の者については本公告に基づき申請書、企画提案書を提出することができるが、資格取得とならなかった場合は、本公告の申請書、企画提案書は無効とする。

- ② 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること。
- ③ 社会保険等に参加していること。
- ④ 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること。（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること。）
- ⑤ 申請書及び企画提案書の提出期限から協定予定者通知日までの期間に、各森林管理局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 素材生産業者等（主伐後の造林を行うことができる者に限る）又は造林事業者等については、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の一般競争参加資格の「役務の提供等（その他）」に登録され、「東北」の競争参加資格を有していること。
- ⑧ 製材工場等については、JAS 認定工場であること。（出荷製材品について JAS 規格が制定されている場合であり、小経材を住宅部材以外の用途に用いる場合についてはこの限りでない。）
- ⑨ 原木市場等及び素材生産業者等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること。（ただし、地域の木材需給等を考慮し、利用の低位な樹材種等の木材輸出の取組を行っている者については、この項は適用しない。）
- ⑩ 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること。（ただし、この場合、製材品需要者が①の要件を満たす必要はないものとする。）
- ⑪ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙 4）「3 効果的な取組内容」、「4 具体的な販路」の企画提案がされていること。

※東北森林管理局管内の素材生産業者等と協定を締結する者とは、製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（「製材工場等」という。）、原木市場その他木材流通機能を有する事業者（「原木市場等」という。）、住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）が同局管内の素材生産業者等と協定を締結している場合に限る。

5 現地案内

申請を希望する者を対象に下記（1）から（3）のとおり、森林事務所単位で現地案内を実施する。

現地案内は事前申し込み制とするので、希望する場合は、令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 4 時までに、希望者の①所属、②氏名を下記連絡先まで連絡すること。

連絡先 仙台森林管理署 業務グループ 森林整備官（経営担当）

電話 022-273-1111 IP 電話 050-3160-5935

メールアドレス t_sendai@maff.go.jp

（1） 根白石森林事務所管内（青笹山国有林 4、7、8 林班）

① 日 時 令和 8 年 9 月 9 日（水）午前 9 時 30 分

② 集合場所 「宮城県図書館」宮城県仙台市泉区紫山一丁目 1-1
別添「現地案内集合場所位置図 1」を参照

（2） 川崎森林事務所管内（北向国有林 69 林班）

① 日 時 令和 8 年 9 月 7 日（月）午前 10 時 00 分

② 集合場所 「川崎森林事務所」宮城県柴田郡川崎町大字前川字荒町 37

別添「現地案内集合場所位置図 2」を参照

(3) 丸森森林事務所管内（秋柴山 521 林班）

① 日 時 令和 8 年 9 月 14 日（月）午前 10 時 00 分

② 集合場所 「丸森町役場」宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地

別添「現地案内集合場所位置図 3」を参照

6 申請方法及び申請期限

(1) 公告に応じ協定希望者は、申請書に必要な書類を添付して、東北森林管理局資源活用課長期安定供給係への持ち込み又は郵送による方法、電子媒体による方法により提出するものとする。

持ち込み又は郵送先

〒010-8550 秋田県秋田市中通 5 丁目 9 番 16 号

東北森林管理局 資源活用課 長期安定供給係

（持ち込みの場合、資源活用課は 3 階）

なお、電子媒体による場合の申請先については下記のアドレスとし、詳細については、別添「電子メールによる申請の留意事項」のとおりとする。

提出先アドレス t_sigen@maff.go.jp（東北森林管理局 資源活用課）

(2) 協定希望者は、前項の申請に際して、企画提案書を提出するものとする。

(3) 申請期限 令和 8 年 9 月 30 日 午後 5 時

(4) 提出書類

① 国有林材の安定供給システム申請書（別紙 2）

② 社会保険等の加入状況（任意様式）

③ 保有する資格（令和 7 年度から令和 11 年度林産物売払い一般競争参加資格確認通知書の写し、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し、JAS 認定、森林認証等）

④ 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

⑤ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙 9 号書式その 3 又は、その 3 の 2 もしくはその 3 の 3）の写し

⑥ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙 3 及び別紙 4）

⑦ 植栽の意思表明書（別紙 7）

7 企画提案書の要件

企画提案は企画提案書により、次の各号に掲げる事項について記載すること。（記載内容についてヒアリングを行うことがある。）

(1) 申請者の事業形態

(2) 購入希望価格明細

(3) 効果的な取組内容

(4) 具体的な販路

(5) 施設整備等の新規性及び政策との整合

(6) 原木や製品の生産・流通に係るコストの縮減

(7) 国有林の政策への貢献

(8) 地域の民有林管理への貢献

(9) 安全対策の取組

(10) クリーンウッド法における登録木材関連業者

(11) ワークライフバランス等の推進

(12) 働き方改革

(13) 国有林分収造林契約実績

(14) インターンシップ、実習生の受け入れ実績

(15) 林地保全の取組、自然環境への配慮、労働安全対策

8 申請書、企画提案書の内容及び作成における留意事項

複数の者による共同申し込みの場合は、申請書（別紙 2）の 2 の（1）から（4）の書類をそれぞれ添付し提出すること。

9 審査の方法

- (1) 提出された申請書及び企画提案書に基づき、別紙8「東北森林管理局長が定める審査基準」による審査を行い、得られた点数の合計により協定予定者を選定する企画競争方式で行うものとし、適切な者がいない場合は協定予定者を選定しないものとする。
- (2) 申請書及び企画提案書の審査にあたっては、以下の項目について評価・採点を行う。
 - ア 必須項目
システム販売の対象となる上記の4(3)に定める需要者の要件を全て満たしているか審査する。一つでも満たしていない場合は、当該物件に申請した者のうち最も点数が高い場合であっても協定予定者として選定しないものとする。
 - イ 価格点及び取組評価点
価格点については、企画提案書において提示する「買受希望単価(税抜)」のうち、提示された最高価格を基準に相対評価する。
取組評価点については、評価項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与する。
- (3) 前項の審査において、応募があった物件であっても、システム販売の対象となる需要者の要件を満たしている者がいない場合は、協定予定者を選定しない場合がある。
- (4) 取組評価点及び減点の合計点がマイナスとなる場合及び別紙7「植栽の意思表明書」が提出されていない場合は協定予定者として選定しない。
- (5) 東北森林管理局長は協定予定者に対し、提案された買受希望単価(税抜)について協議の上、協定を締結し、協定書を取り交わす。
- (6) 審査結果は、申請件数、最高点、最低点、協定者、企画提案書の概要等について、ホームページ等で公表する。
- (7) 協定に基づく販売は、当該森林管理署長等と売買契約を締結することとする。
なお、共同で協定締結した場合は、当該森林管理署長等と代表者の間で売買契約を締結する。

10 協定にあたり付する条件

- (1) 目的外処分の制限
協定を締結した者(以下「協定者」という。)が、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことを制限する。
- (2) 協定の解除
東北森林管理局長は、(1)の規定に反していた場合又は次のいずれかに該当する場合は協定を解除することができることとする。
 - ア 協定の相手方が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。
 - イ 協定の相手方が協定期間中に上記の4に定める需要者の要件を失ったとき。
 - ウ 協定の相手方が販売箇所の造林の計画・履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又はこの協定の目的を達成することができないものと認められるとき。
 - エ やむを得ない事由がある場合及び売買契約箇所の伐採跡地に係る分収造林契約を国と締結する場合を除き、売買契約箇所の伐採跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を締結できなかったとき。
- (3) 損害賠償
上記(2)により協定を解除した場合、協定の相手方は、その解除によって生ずる損害の賠償請求をできないものとする。
- (4) 収穫調査
実行計画案の承認があったときは、森林管理署長が収穫調査を行う。
なお、立木販売及び造林実行計画の変更に伴い、やむを得ない場合を除き協定の相手方が実行計画の販売時期を変更したことにより、再度収穫調査が必要となった場合においては、協定の相手方の費用負担により国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第6条の5に規定する指定調査機関に委託し、国有林野産物収穫調査規程準則の運用について(昭和26年10月4日付け61林野業一第78号林野庁長官通知)の別紙「国以外の者が行う収穫調査について」に基づく収穫調査を行うこととする。
この場合において、当該委託に係る契約締結後に遅滞なく森林管理署長に当該契約に係る契約書の写しを提出するとともに、当該収穫調査結果を、実行計画に記載された販売開始予定時期の3ヶ月前までに、当該物件の所在地を管轄する森林管理署長へ報告することとする。

- (5) 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進
ア 東北森林管理局長は、協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。
イ 協定者は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとする。
- (6) 立木販売及び造林計画実行計画
協定締結後速やかに販売予定箇所ごとの販売契約締結予定年度及び造林請負契約締結予定時期等を定めた別紙10「立木販売及び造林実行計画」を森林管理署長経由により、東北森林管理局長へ提出し承認を受けるものとする。
なお、調達する苗木の規格については、別添「標準的な苗木の規格」を基本とし、具体的には造林請負契約時に示す特記仕様書等によることとする。
- (7) 安定供給システム販売に係る事業計画
次年度以降の安定供給システムに係る事業計画を各年度当初に提出することとする。
- (8) 苗木調達
造林請負契約に用いる苗木については、協定の相手方が調達することとする。
なお、苗木の生産にあたっては、出荷までに概ね2年程度の期間を要することから、植付予定地の植栽する樹種及び本数を森林管理署と確認の上、過不足を生じないよう協定の相手方の責任において、苗木生産者との需給調整を行うこととする。

11 その他留意事項

- (1) 林産物販売については、協定締結後、協定者から提出される林産物買受申込価格が、都度森林管理署長が定める販売予定価格以上かつ企画提案時の希望購入価格以上の場合に売買契約が締結されるものであり、協定書の別添に記載された購入希望価格により販売が行われるものではない。
- (2) 協定書の内容は、別紙9-1及び9-2「国有林材の安定供給システム協定書」とおりとする。
ただし、特別な事情がある場合は、協定内容や協定数量を変更する場合がある。
- (3) 売買契約後、事業着手前に当該年度の立木販売に係る別紙11「事業計画書」を事業地を所管する森林官を経由の上、森林管理署へ提出すること。
- (4) 適格請求書（インボイス）の交付について
ア 国は適格請求書発行事業者である。
イ 販売予定物件については、分収造林等の民収分を含まない物件のため、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載し、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とする。
- (5) 木質バイオマス用の資材として申請をし、協定を締結した物件の木質バイオマス証明については、売買契約書への記載等により証明するものとする。
- (6) 各県において、ナラ枯れ及び松くい虫被害対策の実施方針等を定めている場合は、そのことを遵守し、被害拡大防止に努めること。
- (7) 別紙12「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認のうえで申請すること。なお、協定締結後に虚偽又はこれに反する行為が認められた場合には協定を解除することがある。
- (8) 搬出期限は、各年度の販売物件の売買契約締結日から原則として3カ年とする。
- (9) 特別の事情がある場合は、協定内容や協定数量を変更することがある。
- (10) 申請書等の様式、内容及び申請手続きに関する問い合わせは「東北森林管理局資源活用課」、販売予定箇所及び現地の状況に関する問い合わせは「仙台森林管理署」へ行うこと。

問い合わせ先

- ①東北森林管理局 資源活用課 長期安定供給係
電話番号 018-836-2356
②仙台森林管理署 業務グループ 経営担当
電話番号 022-273-1111

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。

令和8年8月20日

〒010-8550

秋田県秋田市中通五丁目 9-16

東北森林管理局長 箕輪 富男

問い合わせ先：東北森林管理局 資源活用課 企画官（長期安定供給）
電話 018-836-2149

現地案内集合場所位置図 1（根白石森林事務所管内）

集合場所：「宮城県図書館」宮城県仙台市泉区紫山一丁目1-1

集合日時：令和8年9月9日（水） 午前9時30分



現地案内集合場所位置図 2（川崎森林事務所管内）

集合場所：「川崎森林事務所」宮城県柴田郡川崎町大字前川字荒町37

集合日時：令和8年9月7日（月） 午前10時00分



現地案内集合場所位置図 3（丸森森林事務所管内）

集合場所：「丸森町役場」宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地

集合日時：令和8年9月14日（月） 午前10時00分



電子メールによる申請の留意事項

- 1 電子メールによる申請を行う場合には、誤送信防止のためメールアドレスに間違いがないか送信前に確認をお願いします。
また、メール送信後には、送信した旨の電話連絡をお願いします。
①提出先メールアドレス t_sigen@maff.go.jp （東北森林管理局 資源活用課代表アドレス）
②電話連絡先 018-836-2356 （東北森林管理局 資源活用課 長期安定供給係）
- 2 当局のシステム上の制限があるため、メール送信の容量は7MB 以下としてください。これを超える場合は、複数回に別けてメール送信を行ってください。
また、1つの添付ファイル（PDF ファイル）が7MB を超える場合には、ファイルを分割したうえで送信してください。
- 3 申請書等、提出書類のファイル形式については以下のとおりとします。
①国有林材の安定供給システム申請書（別紙2） 【エクセルファイル】
②社会保険等の加入状況（任意様式） 【PDF ファイル】
③保有する資格 【PDF ファイル】
④貸借対照表及び損益計算書 【PDF ファイル】
⑤納税証明書 【PDF ファイル】
⑥国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙3） 【PDF ファイル】
⑦国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙4） 【エクセルファイル】
⑧植栽の意思表明書（別紙7） 【PDF ファイル】

別添

標準的な苗木の規格

樹種	苗区分	苗長	根元径	備考
スギ	コンテナ苗	35cm上	4.0mm上	
アカマツ	コンテナ苗	20cm上	4.5mm上	
カラマツ	コンテナ苗	35cm上	4.5mm上	
クロマツ	コンテナ苗	25cm上	5.5mm上	

留意事項

1. 種苗の採取及び育成される区域が林業種苗法第24条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域の苗木を使用すること。
2. 上記1の定めがない樹種（カラマツ）については、種苗の採取地が可能な限り植え付ける県の地元産又は近県産とし、種苗の産地が明確であること。
3. スギは、可能な限り花粉の少ない苗木（特定苗木、無花粉、小花粉、低花粉）であること。